相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区彌冨通四丁目六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　河原　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十八日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル八〇二号村上・加藤・野口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市包近町一三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松本　保浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十八日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町北島九六四番地、最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田四二三番地三　被相続人　亡　木村　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十八日

事務所岡山県瀬戸内市邑久町尾張六四二―一せとうちオリーブ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古謝　愛彦

公示送達

松本市新井北土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第一〇三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

共有者

住所　松本市大字里山辺一四七六番地イ
氏名　原　三作
住所　松本市大字里山辺三九番地
氏名　原　園次
住所　松本市大字里山辺四〇番地
氏名　中村　春松
住所　松本市大字里山辺四一番地
氏名　丸山伊太郎
住所　松本市大字里山辺四五番地
氏名　湯本友治郎
住所　松本市大字里山辺一四三九番地
氏名　丸山　金弥
住所　松本市大字里山辺一四三八番地
氏名　金子金得
住所　松本市大字里山辺一四五五番地
氏名　上條富一郎
住所　松本市大字里山辺一四四〇番地三
氏名　上條　房國
住所　松本市大字里山辺一四四四番地
氏名　湯本弥左門
住所　松本市大字里山辺一四四五番地
氏名　湯本　徳治
住所　松本市大字里山辺四五番地
氏名　湯本　清榮
住所　松本市大字里山辺四四番地
氏名　赤羽規次郎
住所　松本市大字里山辺一四六六番地
氏名　赤羽　秀雄
住所　松本市大字里山辺八一番地
氏名　赤羽　菊松
住所　松本市大字里山辺一五二五番地
氏名　田村　忠藏
住所　松本市大字里山辺一五二一番地
氏名　田村　光
住所　松本市大字里山辺一五二二番地イ号
氏名　田村　一平
住所　松本市大字里山辺一五二〇番地
氏名　田村弥寿十
住所　松本市大字里山辺一四八五番地
氏名　田村豊太郎
住所　松本市大字里山辺一四八五番地
氏名　田村　頼記
住所　松本市大字里山辺一四九三番地
氏名　田村　一角
住所　松本市大字里山辺一五一〇番地
氏名　田村万喜次
住所　松本市大字里山辺一五一一番地
氏名　田村嘉賀門
住所　松本市大字里山辺五九番地
氏名　田村源一郎
住所　松本市大字里山辺一五〇二番地
氏名　田村　豊茂
住所　松本市大字里山辺一五一四番地
氏名　田村　正高
住所　松本市大字里山辺四七番地
氏名　中村　蔦榮
住所　松本市大字里山辺一五〇二番地
氏名　田村　正作
住所　松本市大字里山辺六一番地
氏名　中村　啓十
住所　松本市大字里山辺一五〇三番地三号
氏名　金子　政太
住所　松本市大字里山辺六四番地
氏名　金子　森十
住所　松本市大字里山辺一五〇六番地
氏名　田村　清志
住所　松本市大字里山辺一四九四番地
氏名　丸山　長春
住所　松本市大字里山辺六七番地
氏名　柿澤　惣一
住所　松本市大字里山辺一四九七番地
氏名　柿澤　富晴
住所　松本市大字里山辺一四九八番地
氏名　柿澤喜代登
住所　松本市大字里山辺一五〇七番地
氏名　田村　新一
住所　松本市大字里山辺一五一九番地イ号
氏名　田村よきみ
住所　松本市大字里山辺一五二九番地
氏名　金子喜一郎
住所　松本市大字里山辺一〇四一番地
氏名　田村　慶内
住所　松本市大字里山辺一四七六番地イ号
氏名　原　清
住所　松本市大字里山辺七七番地
氏名　田上　利平
住所　松本市大字里山辺一四七七番地
氏名　金子小藤次
住所　松本市大字里山辺一四七四番地
氏名　田村　茂賀
住所　松本市大字里山辺一四七四番地
氏名　田村　兵司
住所　松本市大字里山辺一四六九番地
氏名　田村　新十
住所　松本市大字里山辺一四六八番地
氏名　田村　寛一
住所　松本市大字里山辺八三番地
氏名　田村東一郎
住所　松本市大字里山辺一〇四四・一〇四六番地
氏名　田村　倭文
住所　松本市大字里山辺八二番地
氏名　田村十一郎
住所　松本市大字里山辺一五四〇番地
氏名　田村美壽一
住所　松本市大字里山辺七五番地
氏名　金子　晴登

二、通知の内容

土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により、換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。なお、別紙の掲載は省略しそれらを松本市新井北土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に松本市長に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）なお、六十日以内であっても、処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に松本市新井北土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。